法人税法施行令第百十二条第五項第二号	欠損金額	欠損金額又は個別欠損金額
法第五十七条第一項	損金の額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
法第五十七条第四項、第五項又は第九項		損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）
法人税法施行令第百十二条第八項	第五項の規定	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
	第五項中	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定
法人税法施行令第百十二条第九項	法第五十九条第一項から第三項まで	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項から第三項まで
法人税法施行令第百十二条第一項イ	法第五十九条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項
法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ(1)	法第五十七条第一項ただし書	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項ただし書
法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ(2)	法第五十八条第一項ただし書	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項ただし書
法人税法施行令第百十二条第九項第一号ロ	法第五十九条第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項
	第百十七条の二第一号	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一号
法人税法施行令第百十二条第九項第一号ハ	法第五十九条第二項又は第三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項

法人税法施行令第百十二条第九項第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
	法第五十八条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項
法人税法施行令第百十二条第九項第三号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は
法人税法施行令第百十二条第十四項	法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は
	法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額について	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等について
	法第五十七条第二項）	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）
法人税法施行令第百十二条第十五項	同条第四項に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等
法人税法施行令第百十三条第一項	同条第三項各号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令第百十三条第一項第一号	支配関係前未処理欠損金額	支配関係前未処理欠損金額等
	欠損金額	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
法第五十七条第四項、第五項又は第九項		同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額		同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令第百十三条第二号	支配関係前未処理欠損金額の合計額	支配関係前未処理欠損金額等の合計額
法第五十七条第三項第一号		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号